

## 令和4年度離職者等再就職訓練委託業務(第2回)プロポーザル募集要領

### 1 事業の概要

(1) 事業名 離職者等再就職訓練事業

(2) 事業の目的

再就職にあたり能力開発を必要とする離職者等に対して、民間職業訓練機関等に委託して機動的な職業訓練を実施し早期就職を促進します。

(3) 訓練内容、訓練期間、単価見積限度額等

別紙「令和4年度離職者等再就職訓練委託業務(第2回)実施計画(11~3月開講分)」のとおりです。

### 2 審査委員会の設置

別途定める「離職者等再就職訓練委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

### 3 契約相手方の決定方法

公募型。

提出された企画提案書の内容を審査する審査委員会を開催します。

審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づいて、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下、「候補者」という。)と次点者を選定します。

ただし、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。

選定後、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が整わない場合は、次点者を選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

### 4 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

(1) 高知県内に本社又は営業所があること。

(2) 指定する訓練実施場所に訓練実施施設を有していること(借り上げでも可)。

(3) 高知県内において、受託しようとする訓練内容(座学)と同等の教育訓練を実施しており、平成31年4月以降に入校実績、修了実績を有する者であること。

(4) 訓練実施施設に、パソコンを受講生1人について1台備えていること(借り上げでも可)。ただし、IT系の訓練については、OSのバージョンをウィンドウズ10とし、Microsoft Officeは、2013以降を使用すること。※パソコンを使用しない訓練内容の場合を除く。

(5) ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施することとし、ジョブ・カード作成アドバイザー、キャリアコンサルタント又はキャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)の配置が完了していること。又は当該配置が訓練の開始前までに確実に見込めること。

- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者(暴力団、暴力団員、暴力団に關与する者等)に該当しない者であること。
- (8) 高知県物品購入等関係指名停止要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (9) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (10) 本店及び県内に所在する営業所等が法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (11) 訓練を実施する事業所に委託訓練を締結する日において有効な「職業訓練サービスガイドライン研修」の受講証明書を有する者がいること。
- なお、「ISO29993(公式教育外の学習サービスーサービス要求事項)及びISO21001(教育機関ー教育機関に対するマネジメントシステムー要求事項及び利用の手引)」の取得等ガイドライン研修と同程度以上の民間教育訓練機関の質保証・向上の取組を行っている場合は、ガイドライン研修が未受講であっても受講したものに準ずる取り扱いとする。

## 5 説明会及び連絡用電子メールアドレスの登録

### (1) 説明会

以下のとおり説明会を実施しますので、ご参加ください。

説明会参加希望者は、「説明会参加申込書」によりFAXで  
令和4年7月8(金)正午までに申し込んでください。

なお、会場の都合により1事業所当たり2名までの参加とします。

日時:令和4年7月11日(月) 午後2時から

場所:高知県立高知高等技術学校 3階視聴覚室

高知市仁井田1188

※駐車場はありますが、できるだけ乗り合わせてお越しください。

申込先:高知県立高知高等技術学校 FAX:088-847-6617

### (2) 連絡用電子メールアドレスの登録

事業所の高知高等技術学校令和4年度プロポーザルの連絡用電子メールアドレスの登録は、

令和4年7月12日(火)正午までに、

(登録アドレスは1つとしてください。)

様式(1)にご記入の上、FAXで下記にお知らせください。

提出先:高知県立高知高等技術学校 FAX:088-847-6617

以後の通知、回答等の送信先とします。

## 6 質疑と回答

質疑は、令和4年7月12日(火)正午までに

様式(2)質疑書にご記入の上、持参・郵送(郵送の場合は、書留郵便に限る)・FAXにてご提出ください。FAXの場合は、電話により着信を確認してください。

提出先:高知県立高知高等技術学校 FAX:088-847-6617

質疑と回答の内容については、電子メールにて質問者及びメールアドレスの登録のある事業所に送信します。

## 7 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している方は、次表により参加申込書様式(3)に  
関係書類を添えて申込んでください。

### [提出書類、様式及び提出部数等]

提出書類の名称	様式番号	規格	提出部数
参加申込書	(3)	A4縦	1部
参加者概要書	(4)	A4縦	1部
令和4年度離職者等再就職訓練委託業務(第2回)の提出書類の非開示希望届出書	(5)	A4縦	1部
都道府県税の納税証明書 ※1 (発行日から3ヶ月以内の原本)			必要部数 ※2 ※3
「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書 (発行日から3ヶ月以内の原本) ※未納税額のない証明書(その3)又は(その3の3)で可 ※免税事業所の場合も必要			1部 ※3
有効な「職業訓練サービスガイドライン研修」受講証明書を有する者がいることの証明できる書類の写し(修了証書の写し等)			1部 ※4

※1 証明日時点での「滞納なし」の証明書を提出してください。「滞納なし」の形式で証明が出せない都道府県については、「法人事業税」・「法人都道府県民税」についての納税証明書を提出してください。

※2 本社が県外の場合、本社分と県内の事業所分が必要となります。

※3 高知県の令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿に登録のある事業所については、省略できます。

※4 「ISO29993(公式教育外の学習サービス-サービス要求事項)及びISO21001(教育機関-教育機関に対するマネジメントシステム-要求事項及び利用の手引)」の取得等ガイドライン研修と同程度以上の民間教育訓練機関の質保証・向上の取組を行っている場合は、取組を確認できる書類の写し

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、又は郵送(郵送の場合は、書留郵便、又は配達証明に限る)。

② 提出期限

令和4年7月21日(木)午後5時15分(必着)

③ 提出先

〒781-0112 高知市仁井田1188

高知県立高知高等技術学校 TEL 088-847-6607

(2) 資格要件の確認

高知県立高知高等技術学校で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了しましたら、確認結果を令和4年7月25日(月)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

8 企画提案書の作成

資格要件を満たした者は、令和4年8月8日(月)午後5時15分までに、別途定める「離職者等再就職訓練委託業務のプロポーザルに関する企画提案書作成要領」により、企画提案書を提出してください。

9 審査

審査については、別途定める「離職者等再就職訓練委託業務プロポーザル審査要領」のとおり行います。

10 審査結果

審査結果は、令和4年8月下旬～9月上旬に、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>]

## 11 日程

令和4年7月 1日(金)	募集開始	
令和4年7月11日(月)	説明会 午後2時から	
令和4年7月12日(火)	連絡用電子メールアドレス登録用紙・質疑書提出	締切正午まで
令和4年7月21日(木)	参加申込書及び資格確認書類提出	締切午後5時15分まで
令和4年7月25日(月)	参加者資格結果通知	
令和4年8月 1日(月)	エントリーシート提出	締切 午後5時15分まで
令和4年8月 8日(月)	企画提案書提出	締切 午後5時15分まで
令和4年8月下旬	審査委員会	
令和4年8月下旬～9月上旬	審査結果通知	

## 12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(高知高等技術学校内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第3号の規程により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式(5)により提出してください。

ただし、開示・非開示の判断は、様式(5)に基づき行うものではなく、様式(5)を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110201/2020081100145.html>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

## 13 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをすることはありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とします。
- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。
  - ① 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
  - ② 審査委員、県職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ③ プロポーザルの手続きの過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

14 問い合わせ先

高知県立高知高等技術学校 担当 中村・佐竹

TEL 088-847-6607 FAX 088-847-6617

E-mail 151304@ken.pref.kochi.lg.jp